平成２２年（フ）第６５３号
新潟市西区坂井872番地６　コーポひまわり202号、前住所新潟市秋葉区北上新田1883番地９
債務者　宮野惠美子
１　決定年月日時　平成22年12月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第６５５号
新潟市東区石山団地９番11―43号
債務者　山田　　薫
１　決定年月日時　平成22年12月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４０９号
香川県高松市伏石町1372番地
債務者　小川　　誠
１　決定年月日時　平成22年12月10日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第６７号
福岡県京都郡苅田町若久町３丁目24番地４向山団地２棟101号
債務者　山口　剛史
１　決定年月日時　平成22年12月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２２年（フ）第３６１号
佐賀県佐賀市巨勢町大字修理田289番地　道崎団地
債務者　伊東　昭和
１　決定年月日時　平成22年12月３日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４６４号
宮崎県児湯郡川南町大字平田4467番地４
債務者　年森　文男
１　決定年月日時　平成22年12月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第７４号
鹿児島県指宿市十二町37番地
債務者　下川路喜寿
１　決定年月日時　平成22年12月６日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２２年（フ）第９０号
鹿児島県指宿市山川入船町101番地
債務者　江﨑月優子（旧姓勘場）
１　決定年月日時　平成22年12月６日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２２年（フ）第１５１８号
仙台市青葉区栗生５丁目６番地の12　コーポあおば102、申立時の住所仙台市青葉区中山台２丁目27番地　ＹＳＫコーポ中山台401
債務者　上島　　司
１　決定年月日時　平成22年12月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１６５８号
宮城県塩竈市海岸通８番10号
債務者　古屋　次朗
１　決定年月日時　平成22年12月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１６９８号
仙台市宮城野区福室１丁目13番12号　コーポ鹿又Ａ―102
債務者　安部富美子
１　決定年月日時　平成22年12月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１８２６号
仙台市太白区富沢３丁目24番１号　テトリスＣ―202
債務者　齋藤　美和
１　決定年月日時　平成22年12月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１８３９号
仙台市太白区柳生５丁目２番地の11　グレイスハイツ柳生302
債務者　小田島和加子
１　決定年月日時　平成22年12月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１８４０号
仙台市宮城野区幸町２丁目20番20―606号
債務者　小松久美子
１　決定年月日時　平成22年12月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第３１９号
福島市瀬上町字町尻90番地の３　コーポ宮沢２Ｆ―７号
債務者　高橋　靖人
１　決定年月日時　平成22年12月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第３２３号
福島市泉字堀ノ内前12番地の４　清水マンションＣ202
債務者　菊池　康典
１　決定年月日時　平成22年12月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第７０５号
茨城県ひたちなか市大字高場577番地５エスポワール川崎Ｂ棟203号
債務者　川勾　利雄
１　決定年月日時　平成22年12月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
水戸地方裁判所